

小坪大谷戸会館運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、市民が行う社会活動等を支援することを目的として、市民が自主的に活動する拠点として設置する小坪大谷戸会館（以下、「会館」という。）を適切かつ円滑に運営し、地域の活性化等に取り組むために設置する小坪大谷戸会館運営協議会（以下、「協議会」という。）に関する事項を定めるものとする。

(運営の基本原則)

第2条 協議会の運営は、会館を利用する者又は団体で役割を分担することを基本原則とする。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 定期的利用団体
- (2) 自治会・町内会
- (3) その他趣旨に賛同し、協力を得られる者

(会費)

第4条 協議会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 協議会の年会費は、第3条第1号に定めるものは2,000円とし、第3条第2号に定めるものは3,000円とし、第3条第3号に定めるものは500円とする。

3 年会費は、毎年4月に徴収する。なお、年度の途中で退会した場合も年会費の返還はしないものとする。

(役員会)

第5条 協議会に役員会を設置し、次の役員を置く。役員は、原則として、第3条各号からの会員をもって組織する。役員を選出は、第3条第1号及び第2号に規定する団体からの選出並びに第3号の者からの立候補をもって行う。ただし、同一団体からの選出は3名以内とする。

2 役員会は、15人以内をもって組織し、会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名及び総務担当、施設担当、運営企画担当を若干名置き、その任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は毎月の収支を掌理する。
- (4) 監事は、会計執行状況及び事業実施状況を監査する。

- (5) 総務担当は、会館利用申し込みの受付及び鍵の受渡し事務のほか、会館に関する事務を処理する。
- (6) 施設担当は、会館施設、設備機器の維持・保全・点検や防災、防犯及び備品、什器の補給等を行う。
- (7) 運営企画担当は、会館の事業計画、立案並びにオープンスペースの運営や設営支援、安全指導を行う。

(役員会の職務)

第6条 役員会の職務は、会館の運営に関する方針、事業計画、予算・決算に関することとする。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 なお設立当初の役員任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 第5条第2項に規定する会長、副会長及び会計については、1項の規定にかかわらず、3期以上の連続した再任はできないものとする。

(ワーキングチーム)

第8条 役員会は、必要に応じてワーキングチーム（以下、チーム）を設置することができる。

- 2 チームのリーダーは、役員から選出する。

(顧問・相談役)

第9条 協議会に、顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問・相談役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 役員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は原則として2ヶ月に1回開催し、その他必要ある場合は会長が招集する。
- 3 役員会は、役員過半数（委任状による委任を有効とする。）の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第 11 条 役員会の議決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画及び収支予算計画
- (2) 事業報告及び収支決算報告
- (3) 小坪大谷戸会館運営協議会規則及び小坪大谷戸会館利用規則の改正
- (4) その他役員会が必要と認めた事項

2 議決は、役員^の3分2以上が出席し、その出席者の3分の2以上の賛成がなければならぬ。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

以下余白